次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成27年２月23日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成27年２月23日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本 店 の 所 在 地	営業廃止年月日
株式会社西駿河冠婚葬祭互助会	静岡県焼津市越後島381番地の１	平成25年12月１日

記

あて先　〒330―9715　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館
関東経済産業局産業部商務・取引信用課
電話　048―600―0403

様式

申　出　書

関東経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１　債務者の名称及び住所
２　債権額
３　債権発生の原因たる事実

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 26 年 12 月 25 日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

名　　称	本 店 の 所 在 地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社ハートリンク	静岡県静岡市葵区材木町61番地の３	互第3012号	平成25年12月１日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、アルファクラブ静岡株式会社との合併により、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 26 年 12 月 25 日　　関東経済産業局長　安藤　久佳

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成27年２月23日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成27年２月23日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本 店 の 所 在 地	営業廃止年月日
株式会社ハートリンク	静岡県静岡市葵区材木町61番地の３	平成25年12月１日

記

あて先　〒330―9715　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館
関東経済産業局産業部商務・取引信用課
電話　048―600―0403

様式

申　出　書

関東経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１　債務者の名称及び住所
２　債権額
３　債権発生の原因たる事実

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 12 月 25 日　　国土交通大臣　太田　昭宏

種　　類	実施時期	地　域（図名）	縮尺レベル	摘　　要
国土広域情報データベース	平成26年	（注１）	20万レベル	
電子地形図20万	〃	〃	20万レベル	

備考　地図の提供開始日　平成26年12月26日

上記は、測量法第27条第２項に基づき、インターネットによる提供を行う。

ただし、国土広域情報データベースは「数値地図（国土基本情報20万）」として提供を行う。

（注１）　京都及大阪
宮津
岐阜
飯田
金沢
高山
七尾
富山
高田
輪島